

(別紙 2 - 8)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間の総漁獲量を直近 5 年間（2018年から2022年まで）の平均的漁獲量（約25トン）程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

島根県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。